

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
814 813 1 812 (略) 気管支サーモプラスチックイ用カテーテルシステム 経皮的血管内弁カッタ付カテーテル	1 812 (略) (新設) (新設) (新設)